

火緊委 第2号 八甲田山火山噴火緊急減災対策策定業務委託 説明書

青森県県土整備部河川砂防課発注の「火緊委 第2号 八甲田山火山噴火緊急減災対策策定業務委託」について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(H27.11)」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）(H30.4)」に準拠）に係る手続への参加希望者の募集は、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

平成31年3月15日

2. 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 河川砂防課 砂防グループ 担当：野宮(ノミヤ)、倉谷(クラヤ)、高木(タカキ)

電話：017(734)9670（直通）

FAX：017(734)8191

3. 業務名

火緊委 第2号 八甲田山火山噴火緊急減災対策策定業務委託

4. 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、八甲田山における火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定するため、「噴火シナリオ」および「影響範囲と被害の把握」等の結果を踏まえて、緊急時に実施する対策・平常時からの準備事項を検討し、八甲田山火山噴火緊急減災対策砂防計画のとりまとめを実施するものである。

(2) 主たる業務内容

1) 資料収集・整理

2) 八甲田山火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討

① 緊急時に実施する対策の検討

既検討の対策方針、概略検討結果に基づき、具体的な噴火シナリオに対応させた対策の実施事項（ハード・ソフト対策ドリル）を検討し、噴火予報・噴火警報及び今後導入予定の噴火警戒レベルの各段階に応じて整理する。

また、火山噴火時に緊急的に実施する調査の項目・内容について整理する。

② 平常時からの準備事項の検討

①で検討した結果や検討会の結果を踏まえ、緊急対策ドリルに示した対策を実施可能なものとするために、対策を実施する際に必要となる手続きや調整事項などを把握して取りまとめる。

これらのうち、平常時から進めておくことによって緊急時の実効性が高まる事項について、実施しておくべき準備事項とその内容を整理する。

③ 八甲田山火山噴火緊急減災対策砂防計画のとりまとめ

既検討の結果、本業務での検討結果をもとに、噴火シナリオおよび対策（対策の方針、緊急ハード対策ドリル、緊急ソフト対策ドリル、平常時からの準備事項）について、それぞれの関係を整理してとりまとめる。

併せて、施工のための準備など平常時からの準備事項、緊急時の施工計画検討のための基礎資料などをとりまとめる。

④ 検討会等資料作成

八甲田山火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定にあたり開催予定の検討会（学識経験者および行政関係機関等により構成予定）や、必要に応じて八甲田山火山防災協議会等について、資料作成等を行うものとする。実施する項目は以下のとおりである。

・開催準備

開催日程調整、出欠のとりまとめなど、検討会開催に関する事務的な準備を行う。

・資料作成

検討会等で討議するための資料作成を行う。討議内容に関して特に調整が必要な場合は、開催前に打合せを行う。

・検討会等運営補助

検討会等に参加し、説明資料や質疑応答の補助を行う。

・とりまとめ

検討会等の議事要旨を作成し、指摘事項や検討結果についてとりまとめる。また、指摘事項や検討結果をふまえた次段階への対応方針案を作成する。

なお、検討会等の開催は3回程度を予定している。

⑤ 火山防災マップ（案）の作成

八甲田山火山の各現象を踏まえ、関係市町村が活用するための基礎的な火山防災マップ（案）を作成する。

(3) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- 1) 八甲田山の特徴や既往検討結果を踏まえ、実現性の高い緊急時に実施する対策・平常時の準備事項を検討するにあたって留意すべき事項について
- 2) 他火山の事例や課題等を踏まえ、八甲田山火山噴火緊急減災対策砂防計画を取りまとめるにあたって留意すべき事項について

(4) 業務量の目安

本業務の業務量は、18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(5) 履行期限

契約締結の翌日（平成31年5月中旬予定）～平成32年3月20日

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間時・納品時を想定している。

(7) 成果品

成果品は、共通仕様書で定める他、次のものを提出する。

- 1) 電子媒体（CD-R 等）
 - ・報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・CD-R 2枚（報告書1部に2枚）
 - ・八甲田山火山噴火緊急減災砂防計画・・・CD-R 5枚（砂防計画1部に1枚）
- 2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む）
 - ・報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - ・八甲田山火山噴火緊急減災砂防計画・・・5部
- 3) その他 調査員から指示があるもの

(8) その他

- 1) 本件業務の契約書は、「業務委託契約書」による。
- 2) 提案に金額や単価等が含まれる場合は、見積書や積算内訳を添付すること。
- 3) 表-1に示す既往業務報告書の閲覧に供するため、上記2の担当部局へあらかじめ連絡し、日程調整を行い閲覧するものとする（閲覧可能期間は、技術提案書に対する質問期間と同じ平成31年3月29日～4月9日とする）。
- 4) その他、関連情報を入手するための照会窓口は、上記2の担当部局に同じ。

表-1 既往業務報告書一覧

	業 務 名
1	平成25年度 八甲田山火山災害予測区域図作成業務
2	平成27年度 火警委第1号 青森県火山噴火緊急減災対策計画策定業務
3	平成28年度 火警委第1号 青森県火山噴火警戒避難対策計画策定業務
4	平成28年度 承火警委第2号 青森県火山噴火警戒避難対策計画策定業務
5	平成29年度 火警委第1号 青森県火山噴火警戒避難対策計画策定業務
6	平成30年度 火警委第1号 八甲田山火山噴火緊急減災対策策定業務

5. 技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ②青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ③青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業務について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。）であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定をうけている者を除く。）でないこと。
- ⑤日本国内に、本社又は営業所を有していること。
- ⑥青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、受けていない者であること。

6. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の評価項目、評価基準及び評価のウェイトは以下のとおりとする。

別紙-1

参加表明者【選定】における基準について

評価項目		評価項目の概要	配点	選定時 ウェイト	備考
企業 評価	同種業務の実績（件数） 過去10年間における同種業務の実績(※1)	公共工事発注機関の同種業務の実績が5件以上	2.0	40%	
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	業務成績評定点 過去4年間の県発注業務の砂防関係業務成績評定点の平均点	成績評定点の平均点が80点以上	3.0		
		成績評定点の平均点が79点以上80点未満	2.0		
		成績評定点の平均点が78点以上79点未満	1.0		
	マネジメントシステムの取組状況 ISO認定取得の状況 (ISO9001, ISO14001)	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	2.0		
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	1.0		
		上記以外	0.0		
	企業の地域精進度 過去5年間の県内砂防関係業務実績	過去5年間の青森県内での業務実績3件以上	2.0		
		過去5年間の青森県内での業務実績1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	新卒者（技術系）の雇用実績 過去3年間における3ヶ月間以上の継続雇用の実績	3ヶ月間以上の継続雇用の実績有り	1.0		
		上記以外	0.0		
企業評価計			10.0	40%	
技術 力 評価	管理技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又は、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）	2.0	60%	
		RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の同種業務の実績（件数） 過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績(※1)	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0		
		公共工事発注機関の同種業務実績が1件以上	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者としての砂防関係業務成績の実績	過去4年以内に80点以上の業務成績の実績がある	2.0		
		過去4年以内に78点以上の業務成績の実績がある	1.0		
		上記以外	0.0		
	管理技術者の手持ち業務数 管理技術者として手持ち業務数	0～2件	2.0		
		3件以上	0.0		
	管理技術者の手持ち業務数 担当技術者として手持ち業務数	0～4件	1.0		
		5件以上	0.0		
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数を満たしている	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0		
上記以外		0.0			
管理技術者の地域精進度 過去5年間の青森県内で、管理技術者もしくは担当技術者としての砂防関係業務実績	過去5年間の青森県内での業務実績3件以上有り	2.0			
	過去5年間の青森県内での業務実績1件以上有り	1.0			
	上記以外	0.0			
技術者評価計			12.0	60%	
合計			22.0	100%	

※1 同種業務とは、砂防分野における「火山噴火警戒避難対策計画策定業務」または「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定業務」とする。
ただし、県防災部局及び市町村が主として策定する「避難対策計画に関する業務」は対象としない。

7. 参加表明書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～4、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

1) 参加表明書の提出は、以下による。

平成31年3月25日 午後5時までに担当部局へ提出

上記日時までに1部、河川砂防課砂防グループ担当者へ提出する。

（持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 各種資料の提出

以下の資料を提出すること。（本資料は両面印刷で支障ない）。

- ・参加表明者及び予定管理技術者に関する同種業務の実績として記載したテクリスの写し
- ・業務成績結果を確認出来る資料の写し
- ・予定管理技術者の配置状況を確認できる資料
- ・過去3年間における新卒者（技術系）の雇用を確認できる資料
- ・上記新卒者の3か月間以上の継続雇用が確認できる資料
- ・その他評価項目内容を確認できる資料

(4) 参加表明書の内容に関する留意事項

表-2 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 参加表明書の提出者等に関する内容を記載する。 ▪ 記載様式は様式-1とし、A4版1枚に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記載する。 ▪ 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ▪ 記載様式は様式-2とし、A4版1枚に記載する。
企業評価に係る調書等	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 参加表明者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。 ▪ 記載する同種業務は、平成20年度以降公示日までに完了した業務とする。 ▪ 記載様式は、様式-3に基づき記載する。
技術者評価に係る調書等	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 配置予定の管理技術者について記載する。 ▪ 手持ち業務は平成31年4月17日現在、青森県以外（国内外を問わず）のものも含め全て記載する。手持ち業務とは以下のものを指す。 「配置予定の管理技術者が、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の業務」 ▪ プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ▪ 記載様式は様式-4とする。 ▪ 資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること（両面印刷で支障ない）。 ▪ 配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種業務」の実績について記載する。 ▪ 同種業務とは、砂防分野における「火山噴火警戒避難対策計画策定業務」または「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定業務」とする。ただし、県防災部局及び市町村が主として策定する「避難対策計画に関する業務」は対象としない。

(5) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、“6.”の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、技術提案書の提出者として選定した者には平成31年3月28日までに選定通知書をもって通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

- 1) 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を平成31年3月28日までに書面により通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

8. 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の特定をする際の評価のウエイトは、以下のとおりである。

別紙－2

技術提案書【特定】段階におけるの基準について

評価項目		評価項目の概要	配点	特定時ウエイト	備考	
技術者評価	管理技術者の保有資格	技術士総合技術監理部門（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又は、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）	2.0	25%		
		RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）	1.0			
		上記以外	0.0			
	管理技術者の同種業務実績（件数） 過去5年間の管理技術者又は担当技術者としての同種業務の実績（※1）	公共工事発注機関の同種業務の実績が3件以上	2.0			
		公共工事発注機関の同種業務の実績が1件以上	1.0			
		上記以外	0.0			
	県発注業務の業務成績 過去4年間の管理技術者又は担当技術者としての砂防関係業務成績の実績	過去4年以内に80点以上の業務成績の実績がある	2.0			
		過去4年以内に78点以上の業務成績の実績がある	1.0			
		上記以外	0.0			
	管理技術者の手持ち業務数	管理技術者として手持ち業務数	0～2件		2.0	
		管理技術者として手持ち業務数	3件以上		0.0	
	管理技術者の手持ち業務数	管理技術者として手持ち業務数	0～4件		1.0	
		担当技術者として手持ち業務数	5件以上		0.0	
	継続教育の取組状況 管理技術者について、継続教育の推奨単位数を満たしている	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0			
		上記以外	0.0			
管理技術者の地域精通度 過去5年間の青森県内で、管理技術者もしくは担当技術者としての砂防関係業務実績	過去5年間の青森県内での業務実績3件以上有り	2.0				
	過去5年間の青森県内での業務実績1件以上有り	1.0				
	上記以外	0.0				
小計			12.0	25%		

実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度・実施手順	業務目的の理解度	評価する	1.0	25%	
			評価しない	0.0		
		業務条件の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		業務内容の理解度	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		実施手順の妥当性	評価する	2.0		
			評価しない	0.0		
		工程計画の妥当性	評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
技術力の担保・有益な代替案の合理性	評価する	2.0				
	評価しない	0.0				
地域実情の理解度	評価する	2.0				
	評価しない	0.0				
小 計			10.0	25%		
特定テーマに対する技術提案	的確性	業務上の与条件との整合性はあるか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0	50%	
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		事業の重要度を考慮した提案か	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		内容が事業の難易度に相応しい提案か	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
	必要なキーワードが網羅されているか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
		評価しない	0.0			
	実現性	類似実績が明示されているか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
		利用する技術基準及び資料が適切か	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0		
			上記いずれかのみ評価する	1.0		
			評価しない	0.0		
	提案内容が具体的かつ実現性の高いものになっているか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
		評価しない	0.0			
	提案内容に説得力があるか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
		評価しない	0.0			
獨創性	工学的知見に基づく新しい提案があるか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
		評価しない	0.0			
	高度の検討・解析手法の提案があるか	特定テーマ1, 2ともに評価する	2.0			
		上記いずれかのみ評価する	1.0			
評価しない	0.0					
小 計			20.0	50%		
合 計			42.0	100%		

9. 技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（様式－5～8、A4版）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 技術提案書の内容に関する留意事項

技術提案書の内容に関する留意事項を以下に示す。

表－3 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式－5とする。
実施方針等	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項を記載する。 記載様式は様式－6とし、A4版1枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 4－(3)に示した特定テーマに対する意見を具体的かつ簡潔に提案する。 記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ない（ただし、引用文献等は添付しない）。 記載様式は様式－7、8とし、特定テーマ毎にA4版2枚以内に記載する。 <p>（枚数の多寡による評価はしないため、テーマ毎にA4版1枚でも支障ない。）</p>
参考概算見積	<ul style="list-style-type: none"> 本件業務に係る参考見積を提出すること。 参考見積価格は、提示した業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。 記載様式は特に定めないが、A4版1枚に記載する。

(3) 技術提案書提出

1) 技術提案書の提出は、以下による。

平成31年4月17日 午後5時までに担当部局へ提出

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課砂防グループ担当者へ提出する。

（持参、郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない）

2) その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。詳細は、技術提案書の提出者に対し連絡する。

実施場所：青森県庁

実施日：平成31年4月23日

予備日：平成31年4月24日

出席者：配置予定管理技術者

(5) 技術提案書の特定

技術提案書の特定は、” 8. ” の評価項目及び評価基準に基づいて評価を行い、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定した者には平成31年4月26日までに特定通知書をもって通知する。

(6) 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を平成31年4月26日までに通知する。
- 2) 上記1) の通知を受けた者は、通知が到達した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、担当部局に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：2. に同じ
 - ②受付時間：午前9時から午後5時まで

10. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 無効となる参加表明書又は技術提案書
参加表明書又は技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
 - 1) 提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの。
 - 2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - 3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - 4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - 5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

6) 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

- 1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）及び技術提案書の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
- 3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 4) 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。
- 5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- 6) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しない。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- 7) 特定された者の会社名等は公表する。
- 8) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- 9) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- 10) 業務説明書に対する質問は文書（様式－9 ワードファイル）により行うものとし、電子メールで受け付ける。回答は、質問者に対してFAXにより行い、回答内容は、質問した会社名を伏せてホームページにも公表する。

・参加表明書に係る質問期間

平成31年3月18日～平成31年3月20日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時）

・上記の回答期間

平成31年3月18日～平成31年3月22日

・技術提案書に係る質問期間

平成31年3月29日～平成31年4月9日

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時～午後5時）

・上記の回答期間

平成31年3月29日～平成31年4月12日

- ・質問先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 県土整備部 河川砂防課 砂防グループ

担当：野宮(ノミヤ)、倉谷(クラヤ)、高木(タカキ)

電話：017(734)9670 (直通)

FAX：017(734)8191

e-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp

- ・閲覧場所

青森県河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト